

第二十四回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十二号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 神田 博君
委員 小笠 公昭君 理事 鹿野 彦吉君
理事 小笠 久雄君 理事 征本 一雄君
理事 長谷川四郎君 理事 中崎 敏君
秋田 大助君 阿左美 廣治君
宇田 耕一君 内田 常雄君
大倉 三郎君 菅 太郎君
椎名悦三郎君 篠田 弘作君
島村 一郎君 首藤 新八君
鈴木周次郎君 田中 龍夫君
野田 武夫君 淵上房太郎君
前田 正男君 南 好雄君
山本 勝市君 伊藤卯四郎君
加藤 清二君 佐々木良作君
佐竹 新市君 多賀谷眞稔君
田中 武夫君 帆足 計君
松尾トシ子君 松平 忠久君
出席國務大臣
農林大臣 河野 一郎君
出席府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君
公正取引委 横田 正俊君
員会委員長
總理府事務官 (公正取引委員) 小川清四郎君
會事務局長
通商産業 政務次官 川野 芳瀨君
通商産業事務官 樋詰 誠明君
(通商局長) 佐久 洋君
中小企業庁長官 秋山 武夫君
通商産業事務官 (中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

専門員 越田 清七君

三月十六日

委員島村一郎君及び横川重次君辞任につき、その補欠として南條徳男君及び野田武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員南條徳男君辞任につき、その補欠として島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員島村一郎君、淵上房太郎君、松岡松平君及び山本勝市君辞任につき、その補欠として芦田均君、渡邊良夫君、宇田耕一君及び高岡大輔君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員芦田均君、高岡大輔君及び渡邊良夫君辞任につき、その補欠として島村一郎君、山本勝市君及び淵上房太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員秋田大助君辞任につき、その補欠として三木武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員三木武夫君辞任につき、その補欠として秋田大助君が議長の指名で委員に選任された。

同日
理事永井勝次郎君同月九日委員辞任につき、その補欠として同君が理事

に当選した。

三月十六日

下請代金支払遅延等防止法案(内閣提出第一三三三号)
計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三七号)(予)

同日
丸物百貨店の池袋進出反対に関する請願(島村一郎君紹介)(第一三九七号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の互選
下請代金支払遅延等防止法案(内閣提出第一三三三号)
計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三七号)(予)
通商産業の基本施策に関する件

○神田委員長 これより会議を開きます。
委員長より去る十六日の本委員会の議事に關しまして一言申し上げたいと存じます。

御承知の通り、当日は特定物資輸入臨時措置法案を議了いたしましたわけでありましたが、念のため今日の事情を申し上げますが、かねてこの議案につきましては、通商産業大臣に質疑を継続いたしておりましたが、社会党委員よりなお農林大臣に対しても質疑をいたしたいとの申し出がなされておりました。たまたま時を同じくして、参議院

の予算委員会において、社会党委員の農林大臣に対する質疑が行われておりまして、その質疑が終了次第、農林大臣は本委員会に出席することになっておりましたところが、この質疑が意外に長引きましたので、再三連絡し、出席を督促いたしておりました。その間、農林大臣の出席を見ないまま、社会党委員は全員退席されてしまいました。暫時社会党委員の出席を待っておりましたが、自民党委員より質疑終局の動議が提出され、質疑終局の後、討論を省略して採決に入り、本案を議決いたしました次第でありますから、議事は適法に進められているのであります。したが、ただ与野党の連絡が十分とれないために誤解もあったやに存じます。本件に關しては、その後、二回にわたる理事會において十分協議いたしました結果、なおバナナの輸入問題につきまして、社会党委員の中に質疑の御要望もありませんので、昨日の理事會の申し合せにより、本日農林大臣の出席を要求いたしましたのであります。委員長といたしましては、今後このよう

な誤解と行き違ひのないよう、委員各位とも緊密なる連絡をとって議事を進めて参りますと存じますので御了承願います。なお委員諸君におかれましては、委員会開會中はなるべく退席されることがないよう御協力を賜わりたいと存じます。

この際理事會の申し合せにより通商産業の基本施策に關して調査を進めます。

す。質疑の通告があります。順次これを許します。佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 私は河野農林大臣に輸出入秩序の問題を中心として質疑を申し上げたいと思っております。

今回のバナナの輸入に當りまして、実績を持たない全芭連なるものが輸入の入札者になつたわけでありまして、それに関し、先般本委員会におきまして、私は河野農林大臣に市場法の改正の問題について質問をいたしましたところが、河野農林大臣は、下僚がやつたので私はあまりそういうことには関心を持っておらなかつたというふうな御答弁でございましたが、その後資料を入手いたしましたので、農林大臣から東京都知事安井誠一郎あてに、「バナナの輸入方式に關する取引について」という農林経済五千四十二号で昭和三十年十二月十四日に農林大臣の命令が出されております。この内容はどういふふうになっておるのであります。「今般政府においては、農林、通商産業両省合意の上、台湾産バナナの輸入方式につき別紙の通り行うこととしたが、これが円滑かつすみやかな実施を行うため、これが輸入に關し輸入後の取引、特に中央卸売市場における取引に關する取扱いを下記の通り定めたから、これより貴都(市)中央卸売市場業務規程(昭和二十三年東京都条例第四百十七号)の改正等所要の措置をとられたい。以上、中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十七条の規定に基いて命ずる。追つて本指

第一類第九号 商工委員會議録第二十号 昭和三十一年三月二十日

示に基き貴職においてとられた業務規程の改正その他必要な措置は、すみやかにこれを農林省（農林経済局企業市場課）あて報告されたい。なお本命令に基き業務規程の改正については、中央卸売市場法第四條の規定により、農林大臣の認可を必要とする事となつてゐるので、その手続をとられたくないため申し添える。一、業務規程第三十六條第二号の「買付」を「買付（輸入を含まない）」に改めること。二、業務規程において開設者の許可または承認により仲買人の場外買付禁止の規定の除外例を認め得ることとなつてゐる中央卸売市場については、当該規定に基き上記の業務規程の改正が行われるまでの間の経過措置として、仲買人の輸入業務を許可または承認すること。三、輸入により買付付けたバナナを中央卸売市場に搬入し、場内にて取引する場合に、取引が中央卸売市場の本来の取引段階（卸、仲買、小売の各段階を経て流通する）を通じて行われるよう指導すること。と、まことに懇切丁寧に農林大臣からいわゆる知事あてに命令が出されておるのであります。このいわゆる農林大臣命令が都議会の本会議でこれを議決いたしましたのであります。そして、そのことによつていわゆる全西運なるものが今回入札に入つてきたのであります。特に今回のバナナに限つてそういう処置を農林大臣がとられたといふことはどういふことであるかといふことを先般伺つたのでありますが、これに對して農林大臣はどういうふうにお考えになつておられたのか、その経過をお答え願ひたいのであります。

○河野國務大臣 御承知の通りバナナの輸入につきましては従来実績主義と申しますか、とかく輸入業者が輸入して参ります金額と、これが差益として納められますものと、それからこれが取引に出ますものとの間に相当の開きがあります。これが十分に吸収せられておりましたために、いろいろの問題があつたことは御承知の通りであります。これが各方面にいろいろ論議されたと御承知の通りであります。従つて、私といたしましてはバナナの取引を公正妥当にする必要があるという考えを持つておりました。これが公正妥当を期するにはどういふ方法をもちてやるべきかといふことを、下僚に研究を命じました。その研究の結果、下僚がそういう措置をとつたならばうまくいきますといふことを言つてきたと思ひます。そこで私はそういう命令を出したのでございます。

○佐竹(新)委員 御承知のように輸出の問題の窓口は通産省の所管であります。通産省からそういうような処置をとられたいといふことを農林省の方に言われて、農林省の方で農林大臣命令で市場法の改正をされたのかどうか、その点を承わりたい。

○河野國務大臣 御承知の通り輸出入の貿易に關しましてはもろろん通産省が所管でございますけれども、それが農林物資に重大な影響のあるものにつきまして御協議を願ひ、共管でやつておるものもあるわけでございます。農産物に重要な関係のあるものにつきましては、今お話の通り農林省から通産省の方に御協議を願ひ、また改善に對してわれわれの方からお願ひをするという場合もあつてしかるべきだと考へます。

○河野國務大臣 御承知の通り市場法の改正をこの国会に提案するためには、実は昨年の夏から市場法改正に關する審議會ですか委員会でつかを開いて、全国の識者にお集まり願つてやつておるわけでありまして、それがだんだん進んで参りまして、成案を得てこの国会に提案をする準備をしたのであります。それと関連して今のようになつておるわけだらうと思つておりました。なお御承知の通り砂糖などの特殊物資の差益をどうするかといふことは、昨年の予算編成時から非常に問題になりまして、そして予算編成に當つてこの差益をいかに吸収するかといふことは、政府におきましてもだんだん協議をいたしましてきめたものであります。

○河野國務大臣 御承知の通り市場法につきましては、戦時中もしくは占領下におきまして非常な物資の不足の際に、市場の方がこれを十分集めてきて、市場の物資の潤沢をはからなければいけなかつた時代があるわけでございます。それが今度は逆に物資が相当潤沢になつて参りましたので、そこに物の動きが變つて参りましたから、それにつれて運管についても變えていかなければならぬといふ問題が起つておるわけでございます。またお話しもございましたが、実績主義をとることも一つの方法でございますけれども、物の動きについて実情が變つて参りましたから、いつまでも実績主義一本でやつて参ることは多少窮屈な面が起つて参りますので、順次実情に即して變えていかなければならぬ問題があることは、当然じゃなからうかと私は考へております。

たならば、漸次競争もなくなつて、安くなつていくだろうというようなお考えを、これは先般も安田農林経済局長も言われましたが、しかし今回の場合においては、国の吸い上げる差益額が入札によりましてほとんど倍の四千何百円というところにつり上つてきたのであります。こういふことになりまして、末端価格に寄せてきて、高いバナナになつて、あなたの方のお考えになつておるところとは逆な方向に値段がつり上つてくる、こういうことになつてきますが、この点はどうかお考えになりますか。

○河野國務大臣 砂糖でございますか、バナナでありますとかいう特殊の物資につきましても、一般の貿易の鉄則に沿ひかねるものがあるのではなからうか。このバナナにつきましては、台湾との貿易の關係で、一定の為替のワタをきめておるわけでありまして、従つてこれに対して需要が非常に多ければ、差益を政府が少くとりまして、物は上つていくと思ひます。国内の需給關係でこれはきまるのであります。従つてこれは今回通産省がとりました入札制度で国内の需給の情勢を見て、その差益をなるべく多く政府が取り上げる方法の方が妥当じゃないか、この高い安いというところは輸入の数字に対して一数字は今申します通りに需給によつて為替の数字をきめるのではなく、別の要素によつて為替の数字はきめられる、別の要素によつてきめられた為替の数字に対して、国内のバナナに対する需給が国内のバナナの価格をきめるといふことになると私は思うのであります。従ひましてその差額は最大限に政府が吸収するのは妥当ではな

いか、そこにゆとりを不当に残すといふことはよろしいことではないといふふうに考へるのでございます。

○佐竹(新)委員 今回の差額は、もちろん国が大きく倍額に近いものを吸い上げたのでありますから國としては利益になりました。しかしながらこれはわれわれの考え方から見た正常な差益の吸収ではない、私がかように考へておるのであります。なぜならば、業者が今度卸売協同組合をこしらへましたのは、この入札が済んで、三月の三日に二百六十名で済んだ者を集めて協同組合を作つたのであります。その前は全産連といつた加工連合会のような形式はとつておりましたけれども、実体はほとんど会費も納めていない、何にもない、実体のないものであります。会長は先般ここに参考人として出ました名古屋の森瀬理事長であつたのであります。ところが今回いよいよ卸売加工協同組合という協同組合に直してからは、福田善三郎君が会長になつたのであります。それまでは全産連といふものは実際には有名無実のものであります。それを今度は農林省の方から全国的な、室を持って、そしてバナナの色のつけをして、従来扱つた者はこの際申請をして、申請した者は全部これを入札させることができ、こういうような規定ができました。そのために全国のバナナ業者に徴を飛ばしまして、その加工業者で室を持つておるかおらぬとかいふことは通産省でも一つも調査になつておりませんが、とにかく千名にも余る者がわんざわんざ押しかけてきて申請をして、それから発展をして全産連といふものができた。いわゆるこの市条例の

規定が改正されましたから福田君なるものがクローズ・アップしてきたのであります。そうしてクローズ・アップして参りました入札の結果落札したといふことから協同組合ができ上つておる。これは卸売協同組合と名前をつけられた動機に私は不純があると思へる。これは何といつてもそういう経過からたどつてみますと、バナナ業者の加工組合といふものがそれだけ大きな経済力を持つておらない。その証拠には、この三月十日の期限で差益金の六億七、八千万円余りの金をジェットロへ持つていって納めますにつきましても、私は九日の日に本委員会で質問をしたのであります。金ができないといふのであります。それで保証金が没収になるというところまで追い込まれていつたのであります。それが突如として九日の私の質問に對しまして、川野政務次官もあるいは通産省の事務当局の方から、十日の期限といふのは当然大臣公報で決定してあるものであるから、没収する、その期間に政治的な手が打たれたら、没収する、没収するところではない、その業者の入札権も認めない、こういう答弁があつたのであります。しかしながら十日の日の十二時前に六億なんぼの金を持って、三和銀行の保証手を持つてジェットロへ納めたのであります。その間のいきさつを聞いてみますと、その内訳は、東海銀行が一億三千なんぼ、三和銀行が四億なんぼであります。この三和銀行にいたしましたも、東海銀行におきましては一部分は預金者であるかもしれませんが、大部分の者は預金者でも取引

者でもないのであります。やはり約手を出してあります。そのいきさつを聞いてみますと、三和銀行はその前日に断つておるのであります。ところがこの九日の日に委員会であつた問題になりまして、十日の日に大阪の本店の三和の業務部長から神田支店あつてに約手の保証をしてよろしいといふことがきつた。その約手の保証をしてよろしいといふことがきつたのはどういふことか、きつておるかといふこと、いろいろ私も調査してみましたが、次の割合を当分見合す、だからバナナは必ず高く上るのだ、本年度は四百五十万ドルのうち二百二十五万ドルが今期割当でありまして、あと二百二十五万ドルはこれは台湾等の關係におきまして、新たに來年度またこの予算が組まれて外貨が割り当てられる。その外貨の割当をまた今年度のようにすると先に延ばしますと、バナナが払底していただきます。上るといふことになれば銀行が立つ。そのいふことを銀行の方に言つて、銀行の本店の方の業務部長から、要するに神田支店の方に土曜日の時間ぎりぎりのときにきて、保証してもよろしいといふことが本店の業務部長からかかつてきたから、それで神田支店では約手を保証したので、こういうふうに言われておるのであります。そうしてみますと、私はこれに對しては非常に深い疑念を持つておるのであります。なぜそういうふうな経済力のない業者が没収一步手前になるようなとき、來年度の割当が先になるならばバナナの値段は上るから、そうすれば銀行が保証していても銀行に迷惑をか

けるようなことがないといふことが契約で今回できたといふのであります。それが一貫して考へますと、特殊な政治的な關係によつてどういふことがなされたのではないかと、こういうふうに疑われるわけでありまして、そこで農林大臣は、この問題は非常に重要な問題であるから今度の割当についてはどういふような考へを持たれるか。それは通産省が所管でありますから通産省の考へてありますが、今回のいきさつから見まして、もし割当がおそくなるというふうな考へたならば、ますますバナナは高くなつて、農林大臣のお考へになるような考へ方とは別途の方向に向つていく。そうして結果において特殊な業者に不当な利益を得させる、そういうことになるといふことを言ひましたところが、農林大臣は通産当局と相談をして來年度の上半期の外貨を早く割当をするようにする、こう言われたのであります。ところが、世間から非常に疑念を持つて見られておるのであります。こういう点について河野農林大臣はいかようにお考へになりますか。

○河野國務大臣 だんだんのお話でございます。昨年の十一月ごろじゃないかと思ひますが、福田君にはそれ以降一べんも会つたこともなければバナナをだれがどうやって入札をして、銀行がどうなつた、そんなことはこの間の委員会へ出て初めて伺つたようなことで、全然私は聞いたことがないものであります。これについて実は私は全

ます。同君は去る十日再び委員に選任されておられますので、再び永井委員を理事に指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め、永井勝次郎君を理事に指名いたします。

次に、ただいま科学技術振興対策特別委員会において審査中の核原料物質開発促進臨時措置法案は、核原料物質に關する鈹業権、租鈹権について、鈹業法を規定いたしております関係上、本委員会の所管にも關連し、本委員会といたしまして、特に重大な関心を有しておりますので、さきの理事会の申し合せでは、この議案について、当該特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることにいたしておりましたが、昨今の本委員会の審査状況から見まして、連合審査を行う時間的余裕もありませんので、再び昨日の理事会で協議の結果、今回限り連合審査会の開会申し入れは行わないことに決定いたしました。

なお、今後この種の重要関連議案が提出されまたし場合は、そのつど連合審査を行うよう取り運びたいと存じますので、御了承願います。

○神田委員長 同く十六日予備審査のため本委員会に付託されました計量法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。川野通商産業政務次官。

計量法の一部を改正する法律案
計量法の一部を改正する法律
計量法（昭和二十六年法律第二百

七号)の一部を次のように改正する。

目次中、「基準器検査及び容量検査」を「及び基準器検査」に、「(第六百六条―第六百四十四条)」を「(第六百六条―第六百二十二条)」に改め、「(第四節 容量検査(第六百五十五条―第六百二十二条))」を削り、「第八章 事業場の指定(第六百七十三条―第六百八十一条)」を

「第八章 事業場の指定
第一節 計量器使用事業
第二節 特殊容器製造事業」

に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2 製造事業者は、前項に定める場合のほか、第三十五条第一項の規定にかかわらず、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造をした通商産業省令で定める計量器であつて通商産業省令で定める用途に供されるものの修理を行うことを妨げない。

(附帯事業)

第五十四条の二 第四十八条第四号に掲げる計量器の販売等の事業の登録を受けた者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、棒はかりその他通商産業省令で定めるはかり及びおもりの検査のため基準器検査に合格した基準器その他の設備であつて通商産業省令で定めるものを備えているときは、その登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、通商産業省令で定めるところにより、当該計量

器の修理の事業を行うことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行おうとする者は、その旨をその登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、通商産業省令で定めるところにより、当該計量器の修理の事業を行うことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行おうとする者は、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

第六十四条第一項第四号中「又は修理事業者」を「修理事業者又は第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改め、同条第四項中「若しくは修理事業者」を「修理事業者若しくは第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第六十五条中「又は修理事業者」を「修理事業者又は第五十四条の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第七十二条中「対象の状態の量」を「商品に係る政令で定める対象の状態の量」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定める場合のほか、対象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明をする者は、正確にその量を計るよう努めなければならない。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

(表示容器の使用)

第七十三条 政令で定める商品を、通商産業省令で定める区分に従い、第六八一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産業省令で定める高さまで満たして、法定計量単位による体積により販売する者は、第六八一条の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十四条 前条の容器に同条の通商産業省令で定める高さまでその容器に係る商品を満たしてないときは、その商品は、販売してはならない。但し、第六八一条の六第二項の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

第七十五条第二項中「表記をするには」を「正味量の表記をする場合には」、その商品が政令で定めるものであり、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による正味量の表記をするには、正確にその正味量を計るよう努めなければならない。

第七十六条第一項中「粘度により商品」を「粘度により政令で定める商品」に、「表記するときは」を「表記する場合において、その表記が濃度、密度又は粘度のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める場合のほか、法定計量単位による濃度、密度又は粘度により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破壊しなればその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装にその品質を表記するには、正確にその品質を計るよう努めなければならない。

第七十七条第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

「第四章 検定、比較検査、基準器検査及び容量検査」を「第四章 検定、比較検査及び基準器検査」に改める。

「第四節 容量検査」を削る。

第七十五条から第七十二条までを次のように改める。

第七十五条から第七十二条までを削除

第七十四条中「その計量器」を「あらかじめ、その計量器に、」長の検査を受けて」を「長にその旨を届け出た」に、「検査を受けた」を「届け出た」に改める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 前条の規定による届出をした者は、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、前条の規定による届出があつた日から一月をこえない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に行う。

第七十五条中「第七十四条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第七十五条中「第七十四条」の

下に「第百四十二条」を加え、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第百五十四条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「若しくは帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

「第八章 事業場の指定」を「第八章 事業場等の指定 第一節 計量器使用事業場」に改める。

第百七十三条の見出し中「事業場の」を削る。

第百七十九条から第百八十一条までの規定中「被指定者」を「指定使用者」に改める。

第八章中第百八十一条の次に次の一節を加える。

第二節 特殊容器製造事業 (指定)

第百八十一条の二 商品を入れて法定計量単位による体積により販売するの用に用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの(以下「特殊容器」という)の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。

(指定の申請書)

第百八十一条の三 前条の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

在地

三 特殊容器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものの名称及び数

四 主任の技術者の氏名及び経歴

五 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第百八十一条の四 通商産業大臣は、前条の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 製造をする特殊容器の容量の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。

二 前号に定めるもののほか、製造をする特殊容器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。

三 特殊容器の製造のための設備であつて、前条第三号の通商産業省令で定めるものが通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(製造管理)

第百八十一条の五 第百八十一条の二の指定を受けた者(以下「指定製造者」という)は、指定を受けた工場又は事業場において製造する特殊容器が次条第一項に適合することを確保するため、その製造及び検査の方法に関し製造管理規程を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(表示)

第百八十一条の六 指定製造者は、

指定を受けた工場又は事業場において製造した特殊容器にその特殊容器が左の各号に適合する旨を表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

一 第百八十一条の二の通商産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が通商産業省令で定める容量公差をこえないこと。

2 指定製造者は、前項の規定による表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第百八十一条の三第五号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第百八十一条の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

第百八十一条の七 指定製造者は、

指定を受けた工場又は事業場において製造した特殊容器が前条第一項各号に適合するものでないときは、同項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてこれを譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 前項の場合において、特殊容器が前条第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めなければならない。

3 第百八十一条の二の指定を受けた工場又は事業場において製造したものでなければ、特殊容器に前条第一項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしては

ならない。

(有効期間) 第百八十一条の八 第百八十一条の二の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年とする。但し、再指定を妨げない。

(指定の取消) 第百八十一条の九 通商産業大臣は、指定製造者が左の各号の一に該当するときは、第百八十一条の二の指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第百八十一条の四各号の一に適合しなくなつたとき。

四 第百八十一条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないとき。

(準用) 第百八十一条の十 第百七十六条及び第百七十八条の規定は、第百八十一条の二の指定に準用する。

2 第百八十条の規定は、指定製造者に準用する。

第百八十二条第一項中「容量検査」を削り、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改め、同条第二項中「基準器又は容器」を「又は基準器」に改める。

第百八十三条第二項中「第百七十七条但書」を削り、「第百五十二条」を「第百九十三条」に改める。

第百九十三条中「第百九十九条」を削る。

第百九十九条第一項及び第三

号」及び「第百九十九条第一項第二号」及び「第二項」を削り、「並びに第百七十七条第二号及び第三号」を「第百七十七条第二号及び第三号、第百八十一条の二、第百八十一条の四、第百八十一条の六第一項第二号並びに第百八十一条の七第二項」に改める。

第百七十七条第一項に次の一号を加える。

六 第百八十一条の九の規定による第百八十一条の二の指定の取消

第百九十一条中「容量検査」を削り、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第百九十二条第二項中「計量士国家試験」の下に「第百八十一条の二の指定、第百八十一条の八但書の再指定」を加え、「第百四十九条」を「第百五十条第一項」に改める。

第百九十三条中「又は第六十八条」を「、第六十八条又は第百八十一条の七第一項若しくは第三項」に改める。

第百九十四条中「又は第百三十九条第一項」を「第百三十九条第一項又は第百五十条第一項」に改める。

第百九十五条中「第七十二条、第七十三条第二項」を「第五十四条の二第二項、第七十二条第一項」に改め、「又は第百六十八条」を「、第百六十八條又は第百八十一条の六第二項」に改める。

第百九十六条第二号中「又は第百八十条」を「、第百八十条(第百八十一条の十第二項において準用する場合を含む)又は第百八十一条の五」に改める。

第百九十七条ただし書を削る。

第百九十八条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

第百九十九条

別表中「十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者

十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者
十二の二 第八十一条の二の指定を受けようとする者
十二の三 第八十一条の八但書の再指定を受けようとする者

十八 容量検査を受けようとする者

(1) 容量が二立方デシメートル未満の容器
(2) 容量が二立方デシメートル以上の容器

十九 第三百三十二条第一項又は第四百九十九条の検査を受けようとする者
十八 第三百三十二条第一項又は第五百五十条第一項の検査を受けようとする者

改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

○川野政府委員 計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が近年における計量器の著しい発達に即応して新しい計量器を大幅に取り入れ、また終戦後の法制民主化の線に沿った諸規定を盛りまして、従来の度量衡法とは面目を一新した法律として施行されましたのは、昭和二十七年三月であります。以後現在までに約四年を経過いたしました。関係法令も整備され、計量行政も充実して参りました。しかしながら計量法の四年間の運用の結果、同法が計量の正確性を保持するために設定した諸規定の中には、理想的ではあるが現状では早急に実施することが困難な点並びに計量器使用者の便をはかる上において不合理な点がありますので、これらの諸点につきまして、若干の修正と補充とをす

る必要が生じてきたわけであり、このような事情からここに計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、正確に計量する義務の規定につきまして、量目の公差を、生活必需物資のような重要商品から順次定め、正しい取引を促進することができるようにしたこととあります。

第二は、容量検査を廃止し、これにかわる制度として容器の型式を定め、その型式に適合する容器で容量の正確なるものを自動的に製造し得る設備を持った容器の製造事業者を指定いたしました。その指定事業者にはさらに自己検査をさせ、これに合格した容器にその旨の表示をさせて、正確な容器の使用により大量に取引されている商品の容量を正確にするようにしたこととあります。

なお、そのほかに、はかりの販売事業者に対し、はかりについて簡易な修理権限を与えること、自動制御等合理化に使用される計量器について、メーカーがアフターサービスを自由に行い

一件につき	一、〇〇〇円	を
一件につき	一、〇〇〇円	を
一件につき	三〇、〇〇〇円	を
一件につき	一五、〇〇〇円	を
一箇につき	二〇円	を
一箇につき	二、〇〇〇円	を

得るようにしたこと、並びに定期検査にかわる検査を受けることのできる期間を広げること等若干の条文改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○神田委員長 本案に関する質疑は、後日に行うことといたします。

○神田委員長 なお、去る十六日本委員会に付託されました下請代金支払遅延防止法案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。横田公正取引委員会委員長。

下請代金支払遅延防止法案
下請代金支払遅延防止法
(目的)
第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、

もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、付属品若しくは原材料又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第十四条に規定する者を除く。)であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託を託又は修理委託をするものをいう。

4 この法律で「下請事業者」とは、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、親事業者から製造委託又は修理委託を受けるものをいう。

5 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。
(書面の交付)
第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならぬ。

(親事業者の遵守事項)
第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
二 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。
三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減すること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせらるること。
(書面の作成及び保存)
第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなけれ

七

ばならない。

(中小企業庁長官の請求)

第六條 中小企業庁長官は、親事業者が第四條第一号若しくは第二号に掲げる行為をしているかどうかが又は同條第三号若しくは第四号に掲げる行為をしたかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(勸告等)

第七條 公正取引委員会は、親事業者が第四條第一号又は第二号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の給付を受領し又はその下請代金を支払うべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四條第三号又は第四号に掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきことを勧告することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第八條 公正取引委員会が前條第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つたときは、親事業者のその勧告に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二

年法律第五十四号)第四十八條、第四十九條、第五十三條の三及び第五十四條の規定は、適用しない。

(報告及び検査)

第九條 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引(以下単に「取引」という)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六條の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけれ

ればならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十條 第五條の規定による書類を作成せず若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は二万円以下の罰金に処する。

第十一條 第九條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五條の四に次の一号を加える。
五 下請代金支払遅延等防止法の施行に関する事。

○横田政府委員 たいだいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案に

つきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金の支払い遅延など親事業者の下請事業者に対する取引上の思わしからざる行為につきましては、政府関係機関において、独占禁止法等の措置によりこれを防止に努力してきたのでありますが、経済情勢が比較的好転した今日におきましても、遺憾ながらこの問題は改善されたとは必ずしも言い得ないのであります。

下請代金の支払い遅延など、親事業者の不正な行為は、わが国の経済において重要な役割をなしている中小下請事業者の事業経営を圧迫することになり、ひいてはわが国経済の健全な発達を阻害することになるのであります。従つて、下請事業者の利益を保護するために、下請代金の支払い遅延などの防止について、さらに積極的な措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

ここに於いて政府関係機関は、これまで本問題を処理してきた経験を基礎にして、これが対策を鋭意研究して参りました結果、本問題を解決するためには、独占禁止法のほかに、それと相並んで別個の法制を整えることが必要であるとの結論に達し、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本案の概要について御説明いたします。

第一の点は、下請代金の支払いを中心にして四つの点について、親事業者の守らなければならぬ事項を明らかにいたしましたこととございます。

第二の点は、公正取引委員会は、これを順守しない親事業者に対してはその行為を改めるために積極的な努力を

なすように勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができることにし、下請代金の支払い遅延などの機敏かつ円滑な解決をはかる方法を講じたこととでございます。

第三の点は、親事業者が下請代金の書面による明示及び下請取引に関する必要な帳簿書類の作成、保存の義務を課しまして、下請取引の公正化に資せしめるとともに、政府の指導監督に便ならしめようとしたこととでございます。

第四の点は、本法の施行に必要な限度において公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣の報告徴収及び立ち入り検査の権限を定め、下請取引の特殊性にかんがみ、政府が積極的にその監督を行ひ得ることとしたこととでございます。

以上の四点が本法案の要点でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○神田委員長 なおこの際同委員会事務局長小川政府委員より補充説明をいたしましたとの申し出がありますのでこれを許します。小川政府委員。

○小川政府委員 下請代金支払遅延等防止法案の提出理由及び概要について補充説明をいたします。

下請代金の支払遅延等の問題につきましては、公正取引委員会において、独占禁止法にいう不正な取引方法に該当する場合があるものといつたしまして、中小企業庁の協力を得まして、極力これを防止に努めて参つたのでございます。しかしながら、次に述べますような事情もございまして、遺憾ながらその防止について十分な成果を上げることができなかったでございます。

すなわち第一に、下請業者は、親事業から下請関係を切られることを最もおそれおられますので、被害者である下請業者からの申告をあまり期待することができないわけでございます。第二に下請取引におきましては、代金等につきましての契約はつきりしていない場合がかなり多いために、不当値引き等については有効な規制をなし得ない場合がございます。第三に、独占禁止法の措置によるときは、審査審判手続によることとなりますが、審査審判手続によることとなりますと、その解決にはどうしてもある程度の時間がかかりまして、下請業者にとりて必ずしも利益とならないような結果が生ずる場合も考えられるのでございます。

このように、独占禁止法に基く措置のみでは、下請代金の支払い遅延等の防止について十分な効果を上げることが困難であるという事情もございまして、中小企業庁とも相談いたしました。より効果的な対策についている研究いたして参りました。その結果、下請代金の支払い遅延等の防止については、政府がより積極的な監督を行い得るようになるとともに、問題の迅速かつ円滑な解決をはかるには、審査審判手続とは別に、より弾力的な措置を考へる必要がございまして、そのためには、独占禁止法のほかに、これと相並びまして別個の法律を制定すべきであるとの結論に到達いたしました。本法案を立案、提出する運びになったのでございます。

次に本法案の内容につきまして御説明いたしますと、第一に、本法案の目的でございますが、本法案の目的は、

第一条にうたつてありますように、下請代金の支払い遅延等を防止することによりまして、親事業者の下請業者に対する取引を公正ならしめるとともに、経済的弱者である下請業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することにあります。

第二は、本法の対象でございますが、本法が対象とするところは、下請取引における親事業者の下請業者に対する行為でございます。いわゆる下請という言葉は下請業者の立場から親事業者の行為を対象としております。本法では、下請という言葉を代りに、製造委託、修理委託という言葉を使っておりますが、委託であるかどうかにつきましてはあくまで実質的に判断いたします。取引の形式が、請負の形をとるか、売買の形をとるかは必ずしも問うところではないのでございまして、また、親事業者は資本金一千万円をこえる法人、下請業者は資本金等が一千万円以下の法人、それに個人としております。これまで下請問題を処理して参りました経験と中小企業関係の諸法律の例に基きまして、親事業者と下請業者とをこの程度の規模で分けるのが、最も妥当であると考えたためでございます。

第三は、親事業者の順守事項を明らかにしたところでございます。第四条において親事業者が下請業者に製造委託または修理委託をした場合に、親事業者が下請業者に対し行なつてはならない行為を定めまして、かかる行為として、同条各号に、下請業者の給付の不当な受領拒否、下請代金の不当な支払い遅延、不当な値引き、不当な

返品の四点をあげたのであります。すなわち下請取引における親事業者の思わしからざる行為の態様を明らかにするとともに、このような行為をしないよう、親事業者の自粛、自戒を期待しているものであります。これは本法案の中心をなす規定でございます。

第四は、報告等の制度を設けたことでありまして、第七条におきまして、公正取引委員会は、ただいま御説明いたしました順守事項を守らない親事業者に対し、その行為をすみやかに改めるよう勧告することができることになりました。つまり、親事業者が守るべきことを守らないときは、勧告という行政措置によつて親事業者にみずから反省する機会を与え、その行為を改めるため、みずから積極的な努力をなすべきことを促し、問題を迅速かつ円滑に解決しようとするものであります。なお、親事業者が勧告に従わなかったときは、これに対する措置として、その旨を公表することができるといたしてあります。またその行為が独占禁止法の不正な取引方法にも該当することとなり得る場合には、このような親事業者に対しては、独占禁止法による審判を開始することもできるわけでありまして、その反面におきまして、親事業者が勧告に従ったときは、その勧告にかかる行為について独占禁止法の規定は適用しないことになりました。

第五は、親事業者に、下請代金の額を記載いたしました書面を下請業者に交付する義務及び下請取引に関する帳簿書類を作成、保存する義務を課したこととでございます。これは最初に申し上げましたように、下請取引におき

ましては、契約に際して下請代金の額がはつきり定められていない場合が多く、また下請代金の支払い遅延等の防止のためには、政府の積極的な監督を必要とするという点にかんがみ設けたのであります。書面の交付は、第四条の不当値引きの規制の前提条件を整備する意味におきまして、また書類の作成、保存は政府の監督に便ならしめるために、第三条、第五条にそれぞれ規定した次第であります。なお帳簿書類の作成、保存については、公正取引委員会の規則に委ねられておりますが、一般に用いられております伝票、帳簿等を利用するようにいたしまして、親事業者に特別の負担をかけるよう留意する所存でございます。

第六は、中小企業庁長官の調査及び公正取引委員会に対する措置の請求に關して規定したことであります。第六條におきまして中小企業庁長官にかよふな権限を与えておりますのは、中小企業庁設置法におきまして、中小企業者の利益の保護という観点から、独占禁止法の施行に關し、中小企業庁の公正取引委員会に対する協力関係が特に規定されております。また下請問題につきましても、これまで両者は、緊密に協力して、その防止に當つて参りましたので、本法の關係につきましても、両者の協力關係を規定することとした次第でございます。

第七は、報告及び検査について定めたこととあります。第九條において、公正取引委員会、中小企業庁長官及び中小企業庁長官の行つ調査に協力する意味におきまして、主務大臣に、それぞれ報告徴収及び立ち入り検査の権限を定め、本法の目的達成のため政府が

所要の監督を行い得るよういたしました。第八は、罰則について定めたこととあります。第五條の書類の作成及び保存、第九條の報告及び検査の規定に違反する者に対し、必要な罰則を定めております。しかし、第三条の書面の交付、第四条の親事業者の順守事項につきましましては、それぞれの規定の趣旨にかんがみまして、罰則は設けないことといたしました。

以上が本法案の概要であります。もし本法案が国会の御賛同を得て成立することになりますれば、独占禁止法の運用と相俟つて、下請代金の支払い遅延等の防止の成果を大いに上げることができると考へる次第であります。

○神田委員長 本法案に対する質疑は後日に譲るといたします。

○神田委員長 引き続きまして通商産業の基本施策に関する調査を進めます。政府委員より発言を求められておりますので、これを許します。随時政府委員。

○随時政府委員 先ほどの加藤先生の御質問で、まずバイカンをなぜアメリカやイギリスあたりより高く買つておるかというお話がありました。が、アメリカあるいはイギリスはそれぞれドルあるいはポンドのキャッシュで買付をいたしてあります。それに対して、御承知のように日本は清算勘定で買つています。そこでその清算勘定の評定をいたしまして、輸出入大体バランスがとれるという格好である程度買いたくないものも、お互いの貿易の拡大の見地からできるだけ買い合おうとい

うこととやっていると、台湾の砂糖と云うものには、たとえ日本がドルを払うものから、後刻はつきりしたことを申し上げたいと思っております。もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

○加藤(清)委員 詳細を私は聞こうとは思いませんけれども、バナナが腐るから保険金が高いというのなら話はわかるけれども、石炭よりも高いようなバナナの運賃があるというようなことはおかしな話になってきますよ。

それからも一つは、今のお話でございますが、ちょうどただいま日合協定が台北で審議中なので、しかもそれが難渋してまた日延べをしてくれという通知が来ているでしょう。だから私は言うのです。それはなるほど清算勘定なんですよ。清算勘定だから向うのものを買って、向うのものも高くして

それからも一つは、今のお話でございますが、ちょうどただいま日合協定が台北で審議中なので、しかもそれが難渋してまた日延べをしてくれという通知が来ているでしょう。だから私は言うのです。それはなるほど清算勘定なんですよ。清算勘定だから向うのものを買って、向うのものも高くして

それからも一つは、バナナが向うで一本二円して、こちらで三十円もして、おるのは非常に高いじゃないかというお話でございますが、これは今正確にはちょっと調べておりましたが、もし間違いましたらあとで訂正させていただきますが、御承知のように、大体協定でシブ七・五ドルということと

それからも一つは、バナナが向うで一本二円して、こちらで三十円もして、おるのは非常に高いじゃないかというお話でございますが、これは今正確にはちょっと調べておりましたが、もし間違いましたらあとで訂正させていただきますが、御承知のように、大体協定でシブ七・五ドルということと

というところ、日本の百姓や日本の消費者であるところ、バナナを買って食べる子供に背負わされておるといふことなす。これはおかしな話ではないか、これは今日に始まったことじゃありません。だからあなたの答弁だけではとても満足できない。なるほどアメリカならばいかに負けたのだからやむを得ぬ、ある程度メイファーズで引き下れるかもしれないけれども、なぜ台湾との交渉において、そのようなことをしなければならぬか。実におかしい。そう考へてくるとあなたの答弁では当然満足できないでしょう。もしあなたが満足しておるといふのだならば、あなたは日本人じゃない。だから私は言うんだが、この問題は事務担当官ではいけない。だから大臣に出てもらわなければ話にならない。

○佐竹(新)委員 関連質問。バナナの運賃が五ドルなん、そんなばかな……。これは一ドルなんですよ。最近の運賃は……。それだから私は責任ある答弁をしてもらいたいと言った。まるでいいかげんなことを言うて、だれが考えてもバナナの運賃が五ドルということはない、一ドルなんです。私は政務次官にお尋ねしますが、さっき河野農林大臣が言われましたが、要するに市場の業務規程の改正を東京都の知事に命令して、それからさらに安田農林経済局長の名でもって、バナナの輸入方式に関する市場取引について都知事にこういうものを出されておる。これは通産省の方から農林省の方にそういうことを頼まれたのですが、どうなんですか。河野さんは知らぬという。農林省はこういうものを出しておるという。一体だれがこんなことを言ったのですか。政務次官どうなんですか。どうも私はふに落ちない。通産省の方からこういうことをしてくれということをして農林省の方に頼まれたのですか。どうなんですか。

○川野政府委員 実は通産省はそういう問題については全然タッチしておりません。しかし先般も御説明申し上げましたように、バナナの輸入については、もちろん輸入実績者を重んじますことは当然でございます。しかし一部には新しい人も輸入させたらというふうな点から、実は従来の実績者にもいろいろ相談をいたしたのであります。ところがその相談がまとまらずに、結論において従来の輸入業者の納得のもとに、試みとして輸入制度をとった、というところでありまして、通産省といましては、農林省が圧迫いたしましたために新しい人を入札に加えた、こういうことではございません。その点はどうぞ了承していただきたいと存じます。

○佐竹(新)委員 一部のひとあなたに言われますが、一部の人の新しい人に加えた、あなたは御事情をお知りにならぬから深く追究はいたしません。この安田農林経済局長から安井都知事あてに出しておるには、こういって書いてある。いろいろ書いてあるが、その他の施設については当該施設の所在地を管轄する市町村長の権利関係証明書によるものを有するすべてのものを言うのであるから念のために云云と書いておられます。要するにこれがために、全国のおよそ八百屋さんみないな人が市町村長の証明書をとって、千何百人というものが入札の申請をしたのです。これは安田農林局長が

○川野政府委員 都条例の改正問題につきましましては、ただいま御答弁申し上げましたように、通産省としては関係がございませぬ。しかし実は新しい輸入業者を加えるべきかどうか、こういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、通産省といたしましてもある程度新しい人を加えるのも

○川野政府委員 都条例の改正問題につきましましては、ただいま御答弁申し上げましたように、通産省としては関係がございませぬ。しかし実は新しい輸入業者を加えるべきかどうか、こういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、通産省といたしましてもある程度新しい人を加えるのも

○川野政府委員 都条例の改正問題につきましましては、ただいま御答弁申し上げましたように、通産省としては関係がございませぬ。しかし実は新しい輸入業者を加えるべきかどうか、こういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、通産省といたしましてもある程度新しい人を加えるのも

○川野政府委員 都条例の改正問題につきましましては、ただいま御答弁申し上げましたように、通産省としては関係がございませぬ。しかし実は新しい輸入業者を加えるべきかどうか、こういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、通産省といたしましてもある程度新しい人を加えるのも

○川野政府委員 都条例の改正問題につきましましては、ただいま御答弁申し上げましたように、通産省としては関係がございませぬ。しかし実は新しい輸入業者を加えるべきかどうか、こういう問題につきましては、先ほども申し上げましたように、通産省といたしましてもある程度新しい人を加えるのも

かし実際問題といたしましては、御説のようにある程度の混乱を来たしましたこととはまことに恐縮に存じております。しかし今後といたしましては今回の混乱にかんがみまして、十分な検討をいたしまして、適正な方法をとりたいと考えております。

○加藤(清)委員 大臣がいよいよから次官にお尋ねするが、決してこれは通産省を責めようとするのじゃないのですから、よく聞いて下さいよ。この法案が行われる前にこういう輸入業者を拡大したということ、これは通産省の意図じゃなかったでしょう。そこが聞きたいのです。通産省の意図でなくして、農林省その他何か知らぬけれども、その意図によっておやりになったと私は解釈したいのです。もしあなたがそうじゃないのだ、承知してやったのだとお答えになるならば、私は次に聞きたいことが出てくる。なぜかならば、なるほどあなたはバナナについては新規業者をふやしたい、どうおっしゃったのでございますが、このあなたの方の大方針によりますと、この国会の当初に出された大方針、バナナのこと砂糖のこともペイカンのこととも書いてあります、ところがそこにはそういうことが書いてないのです。むしろ商社が多過ぎるので貿易を乱している、従ってこれは将来整備統合して、商社の信用力を強大にしなければならぬ、それが貿易振興の目的である、このように大臣も、すべてが述べていらっしゃる。そこでそういう大方針が打ち立てられて、しかもなおその外貨の割当は商社から設備に移行ではなくして、設備から商社に移行しよう、AA制にしようという大方針を立てられていらっしゃるわけです。そうするとずいぶんこれは逆行しているわけです。従ってあなたたちはこんなことをおやりになるはずはないのです。そこでもう一つここで御参考にあなたに知っていただかなければならぬことは、設備割当ということであるならばある程度納得するのです。しかし今あなたがおっしゃった通り、設備を持っているものに許したからというてその大勢いまいだるうとおっしゃった。私はある程度あなたのおっしゃることは正しいと思ふ。正しいです。なぜ正しいかといえ、設備を持っているものは加工業者ではないのですよ。加工業者が設備を持っている場合もありますけれども、それは紡績の場合が多くて、このバナナに限っては色つけの設備は都市の市場が持っているのですよ。それを加工業者がときどき借りてそこを使うだけの話なんです。設備の保有者と設備の権利を持っているものと、それから色つけ業者とは、同じものもありますけれども、ほとんどは別個なんです。だからもし設備を持っているから外貨の使用しないしは入札を許したというならば、むしろ競輪と同じようにこの施行者は都市及び市場に許さなければならぬ、こういう勘定が出てこなければならぬ。だから設備に許したということになってもこれは間違いないはずなんです。そこであなたは知らずにやった、いや言われたからやっただ、こうなんでしょう。まさかそんなことを知っていたら、通産大臣や私の信頼する川野政務次官がそんなことをやるはずがないですよ。そうでしょう。そこをどうを……。

○川野政府委員 この問題につきま

ては、たびたび御説明申し上げましたように、輸入業者の実績を重んずるといふことは当然でございます。しかし新しい一部の業者も加えたがよからう、こういうことに農林省と通産省と協議いたしました、そうして幾分かを新しい人に割り当てるといふことで、実は従来の輸入業者と相当に御相談申し上げたのでございます。一部分新しい業者を入れる、こういうことで実は従来の実績者と相当相談を申し上げたのでございますが、相談がまとまらず、その結果従来の輸入業者も入札制で一回やってみてもよからうといふことに話し合いがなりました、今回の入札といふことになつたような次第でございます。初めから入札といふことではなかつたのでございます。

○神田委員長 この際暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

頁 段 行 誤 正	第十八号中正誤	
四一五 規定により 規定による		